



平成 30 年 2 月 2 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

国立市で学び、暮らし、働き、集うすべての方のために
「国立市女性と男性及び多様な性の
平等参画を推進する条例」を制定しました

市では、性別にかかわらず、すべての人が自分らしくいきいきと地域で暮らすことができる社会を築くため、市・市民・教育関係者・事業者などの市に関わる方々が一体となって「女性と男性及び多様な性が平等に参画する社会」をめざすことを目的とした条例を、次のとおり制定します。

ぜひ、貴媒体への告知および取材・掲載方、お願いいたします。

記

1. 施行日 平成 30 年 4 月 1 日(日)

2. 条例の特徴

①性的指向と性自認の定義を加えています

好きになる相手の性別(性的指向)や自身の性に対する自己認識(性自認)についての定義を、初めて条例文を読む方にもわかりやすく表記しています。

※性的指向：好きになる相手の性別(女性、男性、両方など)。

※性自認：自分の性をどう思っているか(女性、男性、どちらでもないなど)。

②性的指向、性自認等の公表の自由は個人の権利としています

性的指向、性自認等を公表するかしないかの選択は個人の権利です。他者が本人の意思に反して勝手に公表(アウトティング)することを認めていません。

③複合差別に対する支援

性別に加えて、しょうがいや生育環境ほか、外国にルーツがあることなど、さまざまな理由により差別を受けて、特に困難な状況におかれている方への支援について表記しています。



④教育関係者の責務

男女平等参画意識の形成は、子どものころからの周囲の影響を大きく受けます。生涯を通じて男女平等参画について学ぶ機会が得られるよう、教育関係者の責務について表記しています。

⑤女性のエンパワーメントの推進

女性が本来持つ力をあらゆる場所で発揮できる社会をめざし、女性のエンパワーメントについて推進していきます。

※エンパワーメント：その人の本来持つ能力を発揮できるようにすること。

⑥平成30年5月に「くにたち男女平等参画ステーション」を開設します

女性と男性及び多様な性の平等参画を推進するための拠点施設として、「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内に「くにたち男女平等参画ステーション」を開設します。

問い合わせ

国立市政策経営部 市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係
TEL：042-576-2111 (内線 229・256)